

# 株 式 取 扱 規 則

## 株式取扱規則 目次

第1章	総則	2
第2章	株主名簿への記録等	3
第3章	届出	3
第4章	単元未満株式の買取り	4
第5章	単元未満株式の買増し	5
第6章	少数株主権等の行使方法	6
第7章	手数料	6
付則		6

# 第1章 総則

## 第1条 目的

- ① 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、定款第10条の規定に基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- ② 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるところによるほか、機構および当該信託銀行の定めるところによる。

## 第2条 株主名簿管理人

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第3条 請求または届出

- ① この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第21条第1項に定める場合は、この限りでない。
- ② 前項の請求または届出について、代理人により行うときはその代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときはその同意を証明する書面を、それぞれ提出しなければならない。
- ③ 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構を経由してまたは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。
- ④ 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記録等

### 第4条 株主名簿への記録

- ① 当社は、機構から受領する総株主通知に基づき、株主名簿への記録を行う。
- ② 当社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

### 第5条 株主名簿に使用する文字等

当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

## 第3章 届出

### 第6条 住所および氏名等

- ① 株主等は、住所および氏名または名称を当社に届け出るものとする。
- ② 前項の届出およびその変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

### 第7条 外国居住株主等

- ① 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出るものとする。
- ② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- ③ 第1項の届出、その変更および解除は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

### 第8条 法人の代表者

- ① 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出るものとする。
- ② 前項の届出およびその変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

### 第9条 共有株式の代表者

- ① 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出るものとする。

- ② 前項の届出およびその変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

#### 第10条 法定代理人

- ① 株主等に親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出るものとする。
- ② 前項の届出、その変更および解除は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

#### 第11条 その他の届出

- ① 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構を経由してまたは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。
- ② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

## 第4章 単元未満株式の買取り

#### 第12条 買取請求の方法

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

#### 第13条 買取価格の決定

- ① 単元未満株式の1株当たりの買取価格は、前条の請求が第2条に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とし、その日に東京証券取引所において売買取引が成立しなかったときは、その後東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格によるものとする。
- ② 買取代金の額は、前項により決定した1株当たりの買取価格に買取請求株式数を乗じた額とする。

#### 第14条 買取代金の支払い等

- ① 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。
- ② 前項にかかわらず、買取価格が剰余金の配当または株式分割等を受ける権利等を含んだ価格であるときは、その基準日までに買取代金を支払うものとする。

- ③ 買取請求者は、その指定する銀行預金口座等への振込みまたはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

#### 第 15 条 買取株式の移転の時期

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

## 第 5 章 単元未満株式の買増し

#### 第 16 条 買増請求の方法

単元未満株式の売渡しを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

#### 第 17 条 買増請求の受付停止

- ① 当社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号の定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
1. 毎年 3 月 31 日
  2. 毎年 9 月 30 日
  3. その他の株主確定日
- ② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

#### 第 18 条 買増請求の制限

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社が買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、当該日になされた買増請求の全ての効力は生じないものとする。

#### 第 19 条 買増価格の決定

- ① 単元未満株式の 1 株当たりの買増価格は、第 16 条の請求が第 2 条に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とし、その日に東京証券取引所において売買取引が成立しなかったときは、その後東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格によるものとする。
- ② 買増代金の額は、前項により決定した 1 株当たりの買増価格に買増請求株式数を乗じた額とする。

#### 第 20 条 買増株式の移転の時期

買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを

当社が確認した日に、買増請求者の振替口座に対する振替の申請を行うものとする。

## 第6章 少数株主権等の行使方法

### 第21条 少数株主権等の行使方法

- ① 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、当社に対し、署名または記名押印した書面により行うものとする。ただし、当該少数株主権等は、機構から当社に個別株主通知がされた後4週間が経過する日までに行使するものとする。
- ② 前項の少数株主権等の行使に係る本人確認方法等については、第3条第2項、第4項および第5項の規定を適用するものとする。

## 第7章 手数料

### 第22条 手数料

- ① 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。
- ② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## 付則

この規則の変更は、取締役会の決議による。